

居宅介護支援重要事項説明書

(令和 6年 4月 現在)

1. ケアステーション MIRAI(みらい) 概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

| | |
|-------------|---------------------|
| 事業所名 | ケアステーション MIRAI(みらい) |
| 所在地 | 東京都狛江市中和泉 2-3-13 |
| 介護保険指定事業者番号 | 1374501342 |
| サービス提供地域 | 狛江市・調布市・世田谷区 |

上記の地域以外の方でもご希望の方はご相談に応じます。

(2) 同事業所の職員体制

| | 常勤 | 非常勤 | 業務内容 |
|---------|----|-----|------------------------|
| 管理者 | 1名 | | 事業所の管理 |
| 介護支援専門員 | 1名 | 3名 | 指定居宅介護支援及びサービス担当者会議開催等 |
| 事務職員 | 1名 | | 事業所の事務 |

(3) 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日

※休日・・・土曜・日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日

(4) 営業時間

月曜日～金曜日 9:00～18:00

2. 居宅介護支援事業の申し込みからサービスまでの流れと主な内容

- ① 利用者の居宅へ訪問して面接を行い、自立に向けた課題の把握・分析を通して適正な居宅サービス計画原案の作成、内容変更を行います。
- ② 指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ利用者は複数の指定居宅

サービス事業者等を紹介するように求めることができます。その他、ケアプラン原案に位置付けたサービス事業所の選定理由を求めることができます。尚、利用者やその家族の理解のもとに必要な支援が行われるように説明、相談等には十分に注意を払います。

- ③ 居宅サービス計画の原案に基づき居宅サービス等のサービス担当者への原案の照会、サービス担当者会議の開催等を通してサービス担当者の専門的な意見を求めます。

※サービス担当者会議については、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うこともできます。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について利用者又はその家族の同意を得なければなりません。

- ④ 居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、指定居宅サービス事業者との継続的な連絡計画の実施状況把握（モニタリング）を行うとともに、月 1 回程度の訪問により居宅サービス計画の変更等の便宜を提供します。

※モニタリングについては、サービス担当者会議において利用者の同意とサービス担当者会議等で主治医や担当者の合意が得られた場合は、以下の条件によりテレビ電話等を活用して行えることとします。

- ・利用者の状態が安定していること
- ・利用者がテレビ電話等を使い、意思疎通ができること（サポート含む）
- ・利用者の状況をサービス事業者との連携により収集できること
- ・少なくとも2か月に1回は利用者の居宅を訪問すること

- ⑤ 虐待の発生や再発防止、身体拘束を行わないこと、感染症の予防や蔓延防止のための委員会の設置、その他感染症や非常災害時の発生時における業務継続計画を策定し、それらに関する研修、及び訓練（シミュレーション）を定期的を実施します。

- ⑥ 入退院時に医療機関と連携し、課題の把握・分析を通して適正な居宅サービス計画の変更を行います。

（担当者の名刺を保険証と一緒に保管する等し、入院時に入院先医療機関にケアステーション MIRAI の事業所名と担当ケアマネジャー名をお伝え下さい）

3. 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合には、1ヶ月につき下記の金額をいただき、本事業所からサービス提供証明書を発行します。

後日、サービス提供証明書を市区町村の窓口に提出しますと差額の払戻しを受けられます。

介護度 1・2 12,076 円(1,086 単位)

介護度 3・4・5 15,690 円(1,411 単位)
初回加算(初回時) 3,336 円(300 単位)
入院時情報連携加算
ア 入院時情報連携加算Ⅰ<入院した日> 2,780 円(250 単位)
イ 入院時情報連携加算Ⅱ<入院した日の翌日又は翌々日>2,224 円(200 単位)

退院・退所加算

ア カンファレンス参加 無
<連携 1 回> 5,004 円(450 単位) <連携2回> 6,672 円(600 単位)
イ カンファレンス参加 有
<連携1回> 6,672 円(600 単位) <連携2回> 8,340 円(750 単位)
<連携3回> 10,008 円(900 単位)

通院時情報連携加算 556 円 (50 単位)
緊急時等居宅カンファレンス加算 2,224 円(200 単位)

※交通費について

- ① 前記の(1)のサービスを提供する実施地域にお住まいの方は無料です。
- ② それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通機関の実費が別途必要になります。
- ③ 実施地域を超えて自動車等使用した場合の交通費は、別途運営規定に定める額を頂きます。

※解約料について

契約書第12条に基づき、利用者はいつでも契約を解除することができ、一切料金はかかりません。

4. 当法人の居宅介護支援の特徴

- ① 事業の目的「あなたがあなたらしく、私も私らしく 生きる」という理念のもと、認知症やその他障害を抱える要介護者等にとって、適切なサービスを適時利用しながら住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、一人ひとりに合わせた課題分析を行います。又、利用者の自立と生活の質の向上のため利用者の選択と同意に基づき、居宅サービス計画を作成し、サービスを提供していきます。
- ② 運営方針 保険医療サービス、医療福祉サービス及び関係市区町村との綿密な連携を図りつつ、利用者の心身の特性やその他おかれている環境等を踏まえて、そ

の利用者が可能な限りその居宅(自宅)において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って総合的に支援を行います。

③ 居宅介護支援の実施概要等

当法人では、利用者が自立した生活を営む上で解決しなければならない課題の把握と分析のため、アセスメントシートによる課題分析票を使用します。

この方式は、利用者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるように、解決すべき課題をとらえ、生活全般を偏らずに把握するものです。

5. サービス内容に関する苦情

当法人のお客様相談・苦情担当

電話番号 : 080-7994-9929 担当 代表 市川 裕太

当法人の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

【ご相談・苦情には次の方法があります】

☆サービス提供管理者を通したご相談・苦情

電話番号 : 03-6773-9084 担当 管理者 井上 さよ子

☆当法人以外に、市区町村の相談・苦情窓口等に伝える事もできます。

| お住まいの地域 | 市・区役所、部署 | 電話番号 |
|---------|---|--|
| 狛江市 | あんしん狛江(福祉サービス利用者支援室) 狛江市役所福祉総合相談窓口 | 03-3488-5603 03-3430-1111 |
| 調布市 | 調布市オンブズマン 調布市役所福祉健康部高齢者支援室介護保険担当 | 042-481-7033 042-481-7321 |
| 世田谷区 | 世田谷区保健福祉サービス苦情審査会 世田谷区役所介護保険課 世田谷総合支所保健福祉課 北沢総合支所保健福祉課 玉川総合支所保健福祉課 烏山総合支所保健福祉課 砧総合支所保健福祉課 | 03-5432-2605 03-5432-2646 03-5432-2850 03-6804-8701 03-3702-1894 03-3326-6136 03-3482-8193 |

☆介護サービス利用者の苦情相談に関する事

6. 当法人の概要

- (事業者名) 株式会社 MIRAI Quality
(所在地) 東京都調布市西つつじヶ丘四丁目 42 番地 18
(電話番号) 03-6773-9084
(代表者) 代表取締役 市川 裕太
(事業一覧)

介護保険事業

| | |
|-----------|------|
| 居宅介護支援 | 1 箇所 |
| 訪問介護 | 1 箇所 |
| 地域密着型通所介護 | 1 箇所 |

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対し契約書(居宅サービス計画作成に関する契約書)及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

(事業者)

事業者名 ケアステーション MIRAI

管理者 井上 さよ子

住所 東京都狛江市中和泉 2-3-13

東京都介護保険事業所番号 1374501342

説明者 氏名 _____